

## 第 11 期 事業計画



自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

## 基本方針

### ① 地域工務店のための組織づくり

国の政策に柔軟に対応し、持続的な成長を可能にする体制を作り、地域工務店の存続のために、地域工務店による地域工務店のための組織を再構築していきます。



## ②行政との連携を強化

全国組織として、地域活動を通じて地域行政との連携を図りつつ、国との連携も強化。行政に対して工務店業界として報告を行うとともに、現場に根差した要望を伝えていきます。

## ③災害時に備える組織づくり

一般社団法人全国木造建設事業協会（JBN・全建総連）の設立により、被災地に大量の仮設木造住宅を提供できたことは、地域工務店や大工にとって大きな成果です。今後も全建総連、関連団体との連携を図っていきます。

## ④大工の育成

地域工務店の使命である新人大工の育成に取り組んでいきます。大工は地域工務店の競争力の源泉であると同時に、既存住宅の維持管理に欠かせない「大切な社会資本」でもあると考えるからです。



## 目 的

当法人は、地域工務店（住宅の新築及びリフォーム等を行う中小建築事業者をいう。）と関連事業者等を会員として構成される全国団体で、業務、技術、人材、品質、情報等の面から会員をサポートし、地域工務店と建設業界を取り巻く関連事業者と共に業界を形成し、持続的且つ、健全な発展を図り、地域の良好な住環境の整備に貢献することを目的とする。また、その目的に資するため次の事業を行う。

- （ １ ）地域工務店の業務支援に関する事業
- （ ２ ）地域工務店の技術支援に関する事業
- （ ３ ）地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業
- （ ４ ）地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業
- （ ５ ）地域工務店の業務に関する研修・講習に関する事業



- ( 6 ) 住宅及びその施工の品質の確保及び、認証に関する事業
  
- ( 7 ) 技術に関する資格認定試験の実施、資格の認定及び更新に関する事業
  
- ( 8 ) 住宅履歴の管理及び活用に関する事業
  
- ( 9 ) 損害保険の代理業務
  
- ( 10 ) 特定住宅瑕疵担保責任保険の履行の確保等に関する法律、その他の法律により住宅瑕疵担保責任  
保険法人が行う業務の取次ぎに関する事業
  
- ( 11 ) 住宅ローンの斡旋及び住宅ローンの事務手続きの代行に関する事業
  
- ( 12 ) 地域工務店の経営基盤の強化等を図る事業
  
- ( 13 ) 消費者の保護に係る事業
  
- ( 14 ) 前各号に掲げる事業に付帯関連する一切の事業 【定款第 3 条 ( 目的 ) より】

## 1.事業

木造住宅の生産に関わる人材の育成に対して、講習会・研修・セミナーの充足を図り、地域工務店の技術力向上の普及啓発に努める。事業を、「経営」・「営業」・「設計」・「施工管理」の 4 つのテー



マにわけ、【基礎】・【一般教養】・【スキルアップ】の3つの区分にする。

### ( 1 ) 地域工務店の業務支援に関する事業

#### ①長期優良住宅普及事業

長期優良住宅セミナー（基礎～申請・サポート・設計） 「設計」【基礎】

#### ②リフォーム支援事業

1) 工務店が行う性能向上リフォーム、維持管理計画研修会

「設計・施工管理」【スキルアップ】

2) 工務店によるマンションリフォームセミナー 「営業・設計・施工管理」【スキルアップ】

3) リノベーション活用セミナー 「営業・設計・施工管理」【スキルアップ】

### ( 2 ) 地域工務店の技術支援に関する事業

#### 設計者向け支援事業(講習会)

1) 山辺豊彦の木構造講習会 「設計」【スキルアップ】

2) 木造住宅の「耐震診断/耐震補強設計/補強工事」の勘所研修会

「設計」【スキルアップ】

3) 工務店の ZEH & LCCM 住宅対応講習会（実例・計算・申請）「設計」【一般教養】

4) 早書きパーズ研修 「設計・営業」【一般教養】

5) 有名設計事務所に学ぶ設計・デザイン研修会（数回～10回連続研修）

「設計」【スキルアップ】

6) 「軸組+CLT」実例集講習会 (一社)日本 CLT 協会共催研修会



「設計」【スキルアップ】

7) 「木造耐火構造」仕様研修会 「設計」【スキルアップ】

### ( 3 ) 地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業

#### 大工技能者育成事業

- 1) 大工技能指導者研修会 ( 規矩術 : 展開図・墨付け・刻み ) 「経営」【スキルアップ】
- 2) 大工技能士検定試験対策研修会 ( 1 級・2 級 ) 「経営」【基礎】
- 3) 建設キャリアアップシステム説明会並びに普及促進を図る 「経営」【基礎】

#### 人材育成事業

- 1) 工務店の社員の力を高める育成研修 ( マナー・営業・施工等 )
- 2) 「経営」「営業」「施工管理」【基礎】【一般教養】【スキルアップ】  
  
「相続税」対策セミナー 「経営」【基礎】
- 3) 全国の工務店視察研修 「経営」「営業」【一般教養】
- 4) 実例から学ぶ「後継者」への引継方セミナー 「経営」「営業」【基礎】

事業継承「存続」事業 ( Mergers and Acquisitions の仕組みの構築検討「地域工務店と地域  
のお客様を守る」

### ( 4 ) 地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業

#### 情報提供事業

- 1) 定期刊行 「JBN レポート」※2 ヶ月に 1 回発行



送付先：正会員、関連事業者、賛助会員、支援会員、連携団体、関係省庁、関係団体

2) 定期発信 セミナー・講習会案内、関連資料等、関連事業者資料、会員情報資料

FAX 等により随時発信

送付先：JBN 会員・関連事業者、賛助会員、支援会員・連携団体・関係省庁・関係団体

3) HP による情報提供

4) 緊急、重要な情報については、一斉 FAX・メールマガジン等による会員への送信

5) 定期的なメールマガジン配信

6) Facebook 等による情報提供

## ( 5 ) 地域工務店の業務に関する研修・講習に関する事業

### その他研修会事業等

- 1) 各委員会主催セミナー(国産材委員会・環境委員会・既存改修委員会等)・森林/プレカット工場視察、リフォーム等に関する研修会
- 2) 宅建業法改正セミナー(匠総合法律事務所)「経営」【基礎】
- 3) 「国土交通大臣登録耐震診断資格者講習」並びに「耐震改修技術者講習会」  
「設計」【スキルアップ】 ※(一財)日本建築防災協会との共催

## ( 6 ) 技術に関する資格認定試験の実施、資格の認定及び更新に関する事業

### JBN 仕様認定等事業

- ① 木造軸組 JBN 省令準耐火構造、木造軸組外壁板張り 30 分防火構造大臣認定及び木造軸組準耐火構造大臣認定(45 分/60 分板張外壁・間仕切壁)の仕様普及に努める。
  - ・ 木造軸組工法による省令準耐火 JBN 仕様認定利用講習会 ※WEB 研修会に切り替え
  - ・ 防耐火性能の高い木造住宅の設計・施工指針 JBN 仕様認定利用講習会(30 分防火構造大臣認定)
  - ・ JBN 準耐火建築物設計マニュアル講習会、(45 分/60 分板張外壁・間仕切壁大臣認定)
- ② マイホーム借り上げ制度事業  
ハウジングライフプランナー資格取得講習会(良質なストック住宅形成のために、(一社)移住・住みかえ支援機構と連携し、適合住宅の利用推進を図る。)



③増改築相談員講習会（新規・更新）（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター共催

## （ 7 ）住宅履歴の情報管理及び活用に関する事業

### 住宅履歴情報管理サービス(いえもり・かるて)事業

住宅の履歴を残し会員工務店の信頼を高め、お施主様を守るために長期にわたり保存する。また、ベターリビングと相互の連携強化を図り、それぞれの役割に応じたいえもりのための取り組みを積極的に推進します。

## （ 8 ）損害保険の代理業務（業務支援）団体割引制度

- ①( 工事保険 )JBN 工務店総合保障制度・ JBN 建設総合保障制度・ TSC の工事保険等の推進を図る。
- ② J B N いえもり火災保険の利用促進を図る。
- ③ ( その他保険 )
  - ・ 業務災害包括補償保険 ( 労災上乘せ福利厚生 ) 「ゴールドプラン」の普及促進を図る。
  - ・ 業務災害補償制度 ( 経営ダブルアシスト ) の普及促進を図る。
  - ・ カキプロ住宅設備機器延長保証サービスの普及促進を図る。
  - ・ JBN 住設保証サービスを推進する。
  - ・ JBN いえ守コール 24 を推進する。
  - ・ JBN 専用「雇用リスク保険」の団体割引制度を構築し、普及促進を図る。
  - ・ 現場コミュニケーションツールとして、ダンドリワークス等との連携を図る。

## （ 9 ）特定住宅瑕疵担保責任保険の履行の確保等に関する法律、その他の法律により住宅瑕疵担保責任

### 保険法人が行う業務の取次ぎに関する事業

#### ○住宅瑕疵担保責任保険

住宅瑕疵担保責任保険法人 4 社 ( 住宅あんしん保証、JIO、住宅保証機構、ハウスプラス住宅保証 )

と提携している JBN 認定品質住宅 ( 瑕疵担保保険特定団体割引 ) の新築・リフォーム・共同住宅の

普及拡大を推進するとともに、住宅の高品質化を図る。

※昨年度より WEB 講習会に切り替え ( 新築・リフォーム )



### ( 1 0 ) 地域工務店の経営基盤の強化等を図る事業

法的なトラブルに対し、解決に向けた無料相談を受けることができる。JBN 顧問弁護士の匠総合法律事務所「秋野卓生先生」の法的対応をしている。弁護士法人匠総合法律事務所代表社員弁護士として、住宅・建築・土木・設計・不動産に関する紛争処理に多く関与している。

### ( 1 1 ) 消費者の保護に係る事業

#### (地盤調査)

報国エンジニアリング、ジャパンホームシールド、ハウスワランティ、日本地盤協会の利用率促進を図る。

### ( 1 2 ) 消費者の保護に係る事業

#### 国土交通省が推進する住宅リフォーム事業者の団体登録制度の普及促進

住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図ることを目的とする・・・・・・・・・・・・・・・・定期義務講習会・WEB 研修

## 2.委員会活動

地域工務店の全国組織として、より一層委員会の成果を JBN 会員へ還元・貢献することが主な目的となる。委員会の活動目的、成果目標をより明確にすることで、効率的・効果的にものにするべく



運営体制の見直しを進める。これまでの活動の成果を踏まえながら、次の委員会の活動を図る。

**(1) 環境委員会**

地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業(定款目的)

(目的)

消費税増税後、新築住宅着工数がさらに減少し、工務店の淘汰が一層進むと見られる中、国交省、環境省、経産省が足踏みを揃えて省エネルギー住宅に取り組んでいく。

環境委員会として、低炭素住宅、環境、省エネ、健康住宅が推し進められていく環境を先進的に情報収集し、既存改修方法や自立循環住宅等実務に役立つ情報を JBN 会員に提供し、工務店の技術情報 向上と淘汰の時代を先取できる環境整備を進めていく。委員会 6 回開催(原則として第 2 火曜日) 年 6 回開催予定(原則として隔月で第二火曜日)

H30 年 05 月 09 日(水) 東京 北総研鈴木先生省エネ基準、IoT, ZEH ビルダール報告

H30 年 06 月 30 日(土) 東京 建築的手法 VS 設備的手法勉強会

H30 年 09 月 11 日(火) 東京 LCCM + CASBEE 勉強会

H30 年 11 月 13 日(火) 岐阜 視察: 岐阜県森林アカデミー

H31 年 01 月 15 日(火) 東京 省エネ改修 + 自立循環型改修 + CASBEE

H31 年 03 月 12 日(火) 東京 次年度施策検討、自由発表、各省庁方針

**(2) 国産材委員会**

住宅及びその施工の品質の確保及び、認証に関する事業(定款目的)

(目的)

工務店の実務に役立つ国産材の知識と伝え方を提供する。平成 30 年度は単に知識を提供するだけではなく、ユーザーにどういったら国産材の良さが伝わるか、伝え方もあわせて提供する。



第一回 5月23日(水) 林材ライター 赤堀楠雄氏講演

「山へ、製材所へ、足を運ぼう」 新木場 木材会館小ホール

第二回 9月5日(水) 東京おもちゃ美術館副館長 馬場清氏講演、

「木育で木の良さを伝える」 東京おもちゃ美術館見学

第三回 10月予定 「森林環境教育(LEAF)体験学習」

吉田本家 吉田正木氏講演、森林体験 三重県度会郡大紀町

第四回 2月13日(水) 「「木の良さ」をデータで表す」東京大学大学院

農学生命科学研究科准教授 恒次祐子氏講演 東京大学

**(3) 中大規模木造委員会** 住宅及びその施工の品質の確保及び、認証に関する事業(定款目的)

(目的)

平成22年に施行された公共建築物等の木材利用促進法に基づき、新しい仕事の分野として非住宅の中大規模木造建築物の設計及び施工等の取り組みを考えているJBN工務店が、国産材等を用いて手掛けられるようにする為の実践的な体制整備を研究する。

施工体制に於いては各JBN工務店だけではなく、地域のJBN工務店同士の連携の他、地域案件での地場ゼネコン等元受けカウンターパートナーの連携整備、(一社)全国木造建設事業協会(全木協)のパートナーである全建総連が持つ「建設労働者供給事業」等を通じて整備し、災害時における活動をよりスムーズに進められる体制を強化する。

設計及び受注体制に於いては(一社)中大規模木造プレカット技術協会等と技術連携をしながら



ら、中大規模木造建築の設計を手掛ける、もしくはこれから手掛けようとする設計事務所等との連携や情報提供、意見交換等を行い、実案件を通じてノウハウを蓄積していく。また森林環境譲与税等を想定しながら、本WGでの成果を各都道府県に持ち帰り、木材利用の促進に対し地域事情に即した各地方自治体等への提案とロビー活動を企業間連携によって成果へ結び付ける。

#### 【JBN 工務店が主に手掛ける木造建築】

- 1) 構造や防耐火の規制が緩和される(予定)の3層以下、延床面積500㎡以下、最高高さ16m以下で在来軸組工法を主体とした建築の設計施工。
- 2) 同一形状で量産化が見込めるコンビニエンスストア店舗や納屋・倉庫等の規格化、設計施工。
- 3) 木造建築のニーズが高い学校建築や医療施設、高齢者施設等の施工。

活動スケジュール(仮)基本は第3木曜日開催、JBN会議室にて

- ①4月19日(木)10:00-12:00 委員会編成への変更説明、活動計画確認、副委員長選任、木住室武井室長より情報提供、地域全建総連との労働者供給事業・労働協約について
- ②6月14日(木)10:00-12:00 中大規模木造建築現場視察(東京近郊・場所未定)、大規模木造受注体制整備について整理。
- ③8月23日(木)15:00-17:00 文部科学省による木造学校整備についてヒアリング、PWA加入設計事務所との意見交換会。
- ④10月10日(水)、11日(木)2日間 中大規模木造建築現場視察(地方・場所未定、宿泊)



⑤12月20日(木)15:00-17:00 連携設計事務所・地場ゼネコンとの意見交換、新技術(金物、防火、遮音など)について。

⑥2月14日(木)10:00-12:00 委員会活動報告、委員会今期成果とりまとめ。

**(4) 既存改修委員会** 住宅及びその施工の品質の確保及び、認証に関する事業(定款目的)

(目的)

ストック社会における良質な住宅の維持保全と改修・改善の提案は、地域工務店の重要な役割と認識し、住まい手から信頼され、安心され、評価され報われる仕組みを構築することを活動の基本とする。自らの知識、技術の研鑽のための情報収集やセミナー参加を継続しつつ、高齢者居住安定化事業などの補助事業に取り組み、マニュアル集、指針事例集などをまとめ、各地域で講習会を開催、会員間の交流、他団体との意見交換など積極的に進める。

委員会：年11回開催予定(原則として毎月第1火曜日)

H30年04月03日(火) JBN会議

H30年05月01日(火) JBN会議 補助事業内容確認及びリフォームの提案手法打合せ

H30年06月05日(火) 省庁関係説明会・H30年07月03日(火) 佐久間氏セミナー

H30年08月07日(火) JBN会議・H30年09月04日(火) 京都 現地工務店視察研修

H30年10月02日(火) JBN会議・H30年11月06日(火) 高知 現地工務店視察研修

H30年12月04日(火) JBN会議・H31年02月05日(火) 川越 現地工務店視察研修

H31年03月05日(火) 東京 劣化対策オープンセミナー



( 5 ) 大工育成委員会

地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業 ( 定款目的 )

( 目的 )

JBNとして大工の減少を食い止め、さらに増加させるために「採用と育成」をセットで考えてこのプロジェクトを進める。

< 組織拡大 >

- 1) ガイドライン説明及び育成委員会設置呼びかけ活動 ( 継続 )
- 2) 実践者会議 ( 東京 ) の設置・開催 ( 新規 )

< 指導者養成 >

- 1) 指導棟梁研修会の開催と質の向上 ( 継続 )
- 2) 各社の OJT ( 標準 ) 実践プログラム作成支援 ( 新規 )
- 3) 指導者養成システムの研究 ( 新規 )

< OFF-JT 支援 >

- 1) ポリテクセンターとの連携 ( 継続 )
- 2) 各種助成金活用の支援 ( 新規 )

< 採用活動支援 >

- 1) 各教育機関への周知活動 ( 新規 )
- 2) 他団体との連携 ( 新規 )
- 3) 大工職人の社会的認知活動 ( 新規 )

< 全国セミナー >

- 1) 東京にて開催 ( 継続 )
- 2) 全国紙に広告掲載 ( 検討 )



## (6)情報調査広報室

地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業（定款目的）

（目的）

JBN に集まる国交省を始めとする各官庁からの情報だけでなく地域工務店が永続するために必要な各種情報を収集する。収集した情報を調査分析し、JBN 会員工務店が最新の情報を知ることができるように広報していく。また住団連などの関連団体を通し対外的に JBN の広報をする。

## 3.一般事項・組織

### (1) 組織拡大増強「組織部」

工務店実務支援のために、研究・開発の成果物を会員に還元するとともに、なお一層の支援を行なうため、JBN 並びに JBN 連携団体の事業活動活性化を図り、工務店支援のさらなる充実に取組む。

#### ①会員の状況（会員増加へ向けた取組み）

1) JBN 連携団体未組織県に団体を設立又は既存組織への加入促進を実施する。

新規加入の連携団体設立総会時に会長等の基調講演を行い、JBN 会員入会推進のための普及啓発に努める。

2) 既存の JBN 連携団体に向けて、JBN の事業・役割の理解を深めるための JBN 事業説明会を実施し、各都道府県の JBN 連携団体所属工務店会員 40 社以上を目指す。



## ②JBN 都道府県地域団体の設立

JBN 地域団体を都道府県単位で 1 団体設立し、その名称は JBN 都道府県団体とする。

### (1) 次世代の会

地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業(定款目的)

(目的) 昨年と同様の内容に加え。こちらから地方へ赴いた際に積極的に地域工務店の次世代の経営者に参加を促し、ネットワークの拡大を行う(ブロック毎の次世代の会の立ち上げ支援等)

年 12 回開催予定(毎月第 3 水曜日を基本に、地方開催の際は前後 1 日追加)

H30 年 04 月 国交省キャリアアップ ビズクリエーション

H30 年 05 月 住まいの健康計画 アフター、定期点検について

H30 年 06 月 福島 現地工務店視察

H30 年 07 月 神奈川 J F E 鋼板工場

H30 年 08 月 ハウスメイトパートナーズ 賃貸住宅セミナー

H30 年 09 月 資産運用セミナー

H30 年 10 月 京都 現地工務店視察

H30 年 11 月 ジャパンホームショー

H30 年 12 月 サステイナブルスマートタウン視察(横浜)

H31 年 01 月 各省庁次年度予算について

H31 年 03 月 東京 来期活動計画



## (2)女性活躍の会

地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業(定款目的)

(目的)工務店の女性を対象として、建築専門技術者、お客様、地域の間にたち、お客様に寄り添い、物理的、身体的、心理的、精神的な問題をヒアリングするパーソナルアシスタントを育成する。あわせて、効果的な指導を確立するための教材を通じて、効果を検証しながら進めていく。

- ①委員会実施(運営委員会・テキスト編集委員会)②ブロック会議(説明会)③研修会パート④～⑤全国で約40回開催予定④先進的に取り組んでいる工務店や企業等の視察&意見交換⑤事例集・パンフ・ガイドライン作成⑥指導者育成研修会を行っていく。

## (2)定期会議

- ① 第11期代議員総会「6月29日(金)」有明ワシントンホテル
- ② 理事会 4月・5月・6月・9月・12月・2月
- ③ 各委員会委員長会議 7月30日予定
- ④ 関連事業者会員会議 未定
- ⑤ 執行部会議・総務会議・財務会議・事業会議 毎月開催



⑥ 連携団体事務局長会議開催（年2回開催予定） 7月13日（金）フクラシア東京

JBN 連携団体事務局会議を年間2回開催し、国の施策・JBN 事業への理解・周知を図ることで  
正会員へのフォロー体制を強化する。

⑦ ブロック会議開催（年1回開催予定）

ブロック内の連携団体同士の情報交流・活性化を強化する。

●北海道・東北（北海道・青森県・秋田県・岩手県・宮城県・山形県・福島県）

●関東・甲信越（茨城県・群馬県・栃木県・埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県・山梨県・

長野県・新潟県・）

●中部（福井県・富山県・石川県・静岡県・岐阜県・愛知県）

●近畿（三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）

●中国・四国（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・愛媛県・徳島県・高知県）

●九州・沖縄（福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）

⑧ 住宅フェア等に関する支援

連携団体や建材流通店等が主催する消費者向けの住宅フェア等に対して、JBN より支援及び協力す  
ることで工務店の受注強化・JBN の広報普及につなげる。また、本部主催のフェア等も検討中。



#### 4. 関連団体との連携（互いに活動を支援する）

##### （1）一般社団法人全国木造建設事業協会

東日本大震災発生により必要になった応急仮設の建設に対応するために、一般社団法人JBNと全国建設労働組合総連合（全建総連）の団体により一般社団法人全国木造建設事業協会（全木協）を設立しました。応急仮設木造住宅を東日本大震災で約1000戸、熊本地震で563戸建設実績。全国木造建設事業協会を通じて、災害対応・復旧・復興への体制構築を図るとともに都道府県との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を平成30年度中に35都県での締結を目指す。

（平成30年3月末現在31都道府県と協定締結済）

全国木造建設事業協会の目的:全国の大工・工務店の業務、技術、人材を支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。（1）災害時における復旧・復興、応急仮設木造住宅建設に関する事業（2）大工・工務店による木造建築を通じての森林・林業活性化事業（3）大工・工務店の業務及び技術支援に関する事業（4）大工・工務店の後継者及び人材育成に関する事業（5）大工・工務店の業務に関する研修・講習に関する事業（6）大工技能の推進に関する事業（7）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

##### （2）全国建設労働組合総連合

全国建設労働組合総連合と協力することで職方などの総連組合加入促進を図り、双方の会員拡大を



図る。